

一般社団法人島根県臨床検査技師会

総会運営規程

平成 25 年 3 月 5 日 制定

平成 28 年 6 月 12 日 改訂

(総則)

第 1 条 一般社団法人島根県臨床検査技師会の総会運営は、定款及びこの規程の定めるところによる。

(司会者)

第 2 条 司会者は、会長が指名し、議長を選出するまでの会議の責任をもつものとする。

(議長及び副議長の選出)

第 3 条 議長及び副議長の選出は、司会者が仮議長となってこれを行なう。

(書記の任命)

第 4 条 議長は、総会の議事を記録するため、書記 1 名を任命しなければならない。

(総会成立宣言)

第 5 条 議長は、総会出席会員及び書面出席会員の数を確認し、総会の成立を宣言する。

(議題の付議の宣言)

第 6 条 議長は、各議事に入るに当たり、その議題を付議する事を宣言する。

2 議長は、予め招集通知に示された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べて順序を変更することができる。

3 議長は、複数の議題を一括して付議することができる。

(理事等の報告又は説明)

第 7 条 議長は、議題付議の宣言後、必要と認めるときは、理事及び監事に対しその議題に関する事項の報告又は説明を求めることができる。

(賛助会員の権利)

第 8 条 賛助会員は、理事会の承認により総会に出席して意見を述べるすることができる。

(議題の審議)

第 9 条 総会での発言者は、議長の指名を受け、発言に先立ち所属（勤務先等）、氏名を明らかにしなければならない。

2 発言は、簡単明瞭であることを要し、議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、発言時間を制限することができる。

(採決)

第 10 条 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決することができる。

2 表決は、拍手、挙手、起立または無記名投票によって採決し、議長はその結果を宣言する。

(規律違反)

第 11 条 議長は、この規程に違反、または議長の指示に従わない者には、発言の停止あるいは退場を命じることができる。

(議事録)

第 12 条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(規程の変更)

第 13 条 この規程は、理事会の議決により変更することができる。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条により準用される同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。